

契 約 条 項

(総則)

- 第1条 本契約は単価契約であり、契約単価及び契約金額はこの契約条項の定めるところに従い、原則として契約履行後において確定するものとする。
- 2 受注者は、この契約に定める条件に従い約定物品を発注者が指定する納入期限、納入場所に納入し、発注者は、受注者のその対価として代金を支払うものとする。
- 3 この契約において、「発注者」には、発注者の指定する職員を含むものとする。また、「受注者」には、受注者の指定する取扱店、納品代理店を含むものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ずにこの契約の履行を第三者に委任し、又はこの契約に属する権利又は義務を譲渡し又は承継させてはならない。

(物品の納入)

- 第3条 受注者は、発注者の申請に基づき給油カード等を作成し、発注者に配布しなければならない。
- 2 受注者は、発注者が給油カード等を提示し約定物品の引渡の請求を行ったときは、速やかに約定物品を引き渡すものとする。

(検査)

- 第4条 受注者は、物品を納入したときは、カード毎に使用明細等の給油の事実の確認に資する書類(様式は任意)を毎月末時点で作成し、遅滞なく甲又は甲の指定した職員に提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内又は納入の都度当該物品について検査を完了しなければならない。

(所有権の移転)

- 第5条 約定物品の所有権は、前条による発注者が検査の合格を認めたときを以て発注者に移転するものとする。
- 2 受注者は、約定物品を納入し引渡しを完了するまで、一切の保管の責に任じ、このときまでの危険負担及び物件納付に要する経費を負担するものとする。

(納入期限の延期)

- 第6条 天災その他受注者の責に帰さない事由により、期限内に約定物件を納付し難いときは、その理由を詳記し、必要に応じて所轄官公署の証明書等を添付して発注者に納付期限の延長を請求することができるものとする。
- 2 前項の請求について、発注者が正当と認めたときは納付期限を延長することができる。

(延滞金)

第7条 受注者は、受注者の責に帰する事由により納付期限内に物件の納入ができない場合は、発注者に対し納付の猶予を求めることができる。

- 2 前項について、発注者が認めたときは、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、延滞相当部分の金額に対し年3.0パーセントの率を乗じて計算した額の延滞金を発注者に支払うものとする。

(対価の請求)

第8条 約定物品の対価は、第5条による発注者に所有権が移転した約定物品の数量に約定物品の単価を乗じて得た額（以下、「代金」という。）とする。

- 2 受注者は、第1項の代金について、契約期間満了前に月単位で支払を請求することができるものとする。

(代金の支払い)

第9条 発注者は、受注者から適法な請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。なお、消費税及び地方消費税に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、発注者の責に帰すべき理由により前項の約定期間内に代金を支払わない場合は、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者は前項の規定に拘わらず遅延利息を支払うことを要せずその金額に端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 3 第2項の期限までに支払をしないことが天災、その他やむを得ない理由によるときは、その理由の継続する期間は約定期間に算入しないものとする。

(契約の解除)

第10条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除できるものとする。

- (1) 受注者が天災、その他不可抗力によらず契約の解除を申し出たとき。
- (2) 受注者の責に帰する事由により、受注者が契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
- (3) この契約に関し、受注者が詐欺その他不正行為をなしたと発注者が認めたとき。
- (4) 受注者が天災その他不可抗力によらず契約の解除を申し出たとき。
- (5) 受注者が第7条の規定に違反したとき。

(契約が解除された場合の違約金)

第11条 受注者は、前条第1項各号の規定に該当する理由で契約の解除となった場合は、契約単価に予定数量を乗じて計算した金額（以下「契約金額」という。）の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第12条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第13条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは、第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(法令等の改定等)

第14条 法令の制定、改廃、改定又は予期することができない理由に基づく経済情勢の激変等により契約単価が著しく不適當であると認められるときは、発注者、受注者協議のうえ、これを改定する。

(紛争の解決)

第15条 この契約に関し紛争が生じたときは発注者、受注者双方が協議選定した第三者に依頼してその調停によって解決するものとする。

(特約)

第16条 特約条項については、別紙のとおりとする。

(補足)

第17条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ発注者、受注者協議して定めるものとする。

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負

人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。